



山形県公報

平成25年11月19日（火）
第2497号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 指定障害児通所支援事業者の指定……………（置賜総合支庁福祉課）…1219
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定……………（同）…1220
- 争議行為を行う旨の通知……………（雇用対策課）…同
- 国土調査の成果の認証……………（農村整備課）…同
- 土地改良区の役員の退任の届出……………（最上総合支庁農村計画課）…同
- 土地改良区の役員の就任の届出……………（同）…1221

### 教育委員会関係

#### 規 則

- 山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則……………1222
- 山形県技能教育施設の指定の申請等に関する規則の一部を改正する規則……………同

#### 告 示

- 山形県教育委員会11月定例会の招集……………1223

### 公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請……………（庄内総合支庁総務課）…同
- 同……………（同）…同
- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告……………（健康福祉企画課）…1224
- 県営住宅入居者の一般公募……………（置賜総合支庁建築課）…同

## 告 示

### 山形県告示第1033号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

平成25年11月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害児通所支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地                | 事業所の名称及び所在地                         | 障害児通所支援の種類 | 指定年月日        |
|--------------------------------------------|-------------------------------------|------------|--------------|
| 特定非営利活動法人かがやき<br>宮城県柴田郡村田町大字関場字<br>木戸77番地1 | 放課後等デイサービス事業所かがやき<br>米沢市万世町梓山651番地1 | 放課後等デイサービス | 平成25. 11. 10 |

**山形県告示第1034号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成25年11月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地                | 事業所の名称及び所在地                          | 障害福祉サービスの種類 | 定 員 | 指定年月日        |
|---------------------------------------------|--------------------------------------|-------------|-----|--------------|
| 特定非営利活動法人かがやき<br>宮城県柴田郡村田町大字関場字<br>木戸77番地 1 | 就労継続支援 B 型事業所かがやき<br>米沢市万世町梓山651番地 1 | 就労継続支援（B 型） | 10名 | 平成25. 11. 10 |

**山形県告示第1035号**

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、全日本自治団体労働組合日本海総合病院職員労働組合執行委員長戸塚秀樹から、争議行為を行うことについて、平成25年11月1日次のとおり通知があった。

平成25年11月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**1 事 件**

山形県又は酒田市に準拠した賃金制度・労働条件の実現等の要求に関する件

**2 期 間**

平成25年11月21日午前8時30分から午前9時30分まで

**3 場 所**

地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構

日本海総合病院

酒田市あきほ町30番地

**4 概 要**

救急対応等のため必要とする人員を除く全部又は一部の組合員によるストライキ及びこれを妨害する者を排除する一切の争議行為

**山形県告示第1036号**

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成25年11月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**1 調査を行った者の名称**

東根市

**2 調査を行った期間**

平成23年4月15日から平成25年3月27日まで

**3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称**

東根市地籍図及び地籍簿

**4 調査地域**

大字長瀨の一部の地籍図及び地籍簿

**5 認証年月日**

平成25年11月6日

**山形県告示第1037号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、田郎堰土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成25年11月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏 名     | 住 所            |
|----------|---------|----------------|
| 理 事      | 高 橋 秀 也 | 最上郡真室川町大字大沢184 |
| 同        | 小 松 栄 富 | 同 381          |
| 同        | 佐 藤 信 弥 | 同 679          |
| 同        | 佐 藤 芳 美 | 同 833          |
| 同        | 佐 藤 慎 一 | 同 1075         |
| 監 事      | 姉 崎 治 一 | 同 178          |
| 同        | 佐 藤 範 男 | 同 816          |

## 山形県告示第1038号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、田郎堰土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成25年11月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏 名     | 住 所            |
|----------|---------|----------------|
| 理 事      | 高 橋 秀 也 | 最上郡真室川町大字大沢184 |
| 同        | 小 松 栄 富 | 同 381          |
| 同        | 佐 藤 信 弥 | 同 679          |
| 同        | 佐 藤 慎 一 | 同 1075         |
| 同        | 小 松 一 弥 | 同 933          |
| 監 事      | 姉 崎 治 一 | 同 178          |
| 同        | 佐 藤 範 男 | 同 816          |

### 教育委員会関係

#### 規 則

山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年11月19日

山形県教育委員会  
委員長 長 南 博 昭

#### 山形県教育委員会規則第12号

##### 山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則

山形県立高等学校管理運営規則（昭和41年4月県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。  
第8条第4項に次のように加える。

ただし、山形県公立高等学校入学者選抜業務に関する休業日については、届出によるものとする。

別表第1中

|    |  |     |
|----|--|-----|
| 普通 |  | 200 |
| 音楽 |  | 40  |

を

|    |  |     |
|----|--|-----|
| 普通 |  | 160 |
| 音楽 |  | 40  |

に、

を

|      |    |
|------|----|
| 生物生産 | 40 |
| 生物環境 | 40 |
| 機械シス | 40 |
| テム   |    |
| 電気シス | 40 |
| テム   |    |
| 環境デザ | 40 |
| イン   |    |

を

|      |      |
|------|------|
| 生物生産 | 40   |
| 生物環境 | 40   |
| 機械シス | 募集停止 |
| テム   |      |
| 電気シス | 募集停止 |
| テム   |      |
| 機械電気 | 40   |
| 環境デザ | 40   |
| イン   |      |

に、

を

|      |    |
|------|----|
| 総合ビジ | 80 |
| ネス   |    |
| 国際ビジ | 40 |
| ネス   |    |
| 情報ビジ | 40 |
| ネス   |    |

を

|      |      |
|------|------|
| 総合ビジ | 80   |
| ネス   |      |
| 国際ビジ | 募集停止 |
| ネス   |      |
| 情報ビジ | 40   |
| ネス   |      |

に改める。

#### 附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

山形県技能教育施設の指定の申請等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年11月19日

山形県教育委員会  
委員長 長 南 博 昭

#### 山形県教育委員会規則第13号

##### 山形県技能教育施設の指定の申請等に関する規則の一部を改正する規則

山形県技能教育施設の指定の申請等に関する規則（平成9年3月県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、第3条第1項第6号及び第6条第2項」を「及び第4条第1項第6号」に、第2条第5号中「省令第6条第1項」を「学校教育法施行令（昭和28年政令第340号。以下「政令」という。）第33条の2」に、第3条中「省令第3条第1項第6号」を「省令第4条第1項第6号」に、第4条中「省令第6条第1項」を「政令第33条の2」に改める。

別記様式第1号中「第45条の2第1項」を「第55条第1項」に、様式第2号中「技能教育施設の指定等に関する規則第6条第1項」を「山形県技能教育施設の指定の申請等に関する規則第4条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

山形県教育委員会告示第16号

山形県教育委員会11月定例会を次のとおり招集した。

平成25年11月19日

山 形 県 教 育 委 員 会  
委 員 長 長 南 博 昭

- 1 招集の日時 平成25年11月21日（木） 午後1時10分
- 2 招集の場所 山形市松波二丁目8番1号  
山形県庁舎教育委員室
- 3 議 題
  - (1) 山形県文化財保護条例第31条第1項の規定に基づく山形県指定天然記念物の指定について
  - (2) 第69回国民体育大会冬季大会スキー競技会山形県実施本部の設置について
  - (3) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見について
  - (4) 教職員の人事について

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成25年11月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日  
平成25年11月6日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人にこっと
  - (2) 代表者の氏名  
片桐 晃子
  - (3) 主たる事務所の所在地  
酒田市大町17番37号 金子方
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、広く一般の人々に対して、多様化した社会が必要とする子育て支援事業を行い、子育てと仕事を両立させる生活基盤の構築に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成25年11月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日  
平成25年11月7日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人なでしこ SHONAI

## (2) 代表者の氏名

和嶋 武美

## (3) 主たる事務所の所在地

酒田市相生町一丁目6番11号

## (4) 定款に記載された目的

この法人は、心身に障害や病気を抱えた方々及び高齢の方々並びにそのご家族など、地域社会のなかで手助けを必要とされている方々が、生きがいのある平安な生活を築けるように支援する活動を行い、もって地域福祉の発展に寄与することを目的とする。

---

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成25年11月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量  
抗インフルエンザウイルス薬（ザナミビル水和物） 362,000ブリスター
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県健康福祉部健康福祉企画課 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2333
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成25年10月31日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地  
グラクソ・スミスクライン株式会社 東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目6番15号
- 5 随意契約に係る契約金額 44,471,700円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号該当

---

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成25年11月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

| 名 称              | 所 在 地               | 規 格  |                               | 公 募<br>戸 数 | 区 分               | 家 賃                     |                                    |                                    |                                    |                                    |                                    | 金 敷                      | 摘 要 |
|------------------|---------------------|------|-------------------------------|------------|-------------------|-------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|--------------------------|-----|
|                  |                     | 住宅形式 | 1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>平方メートル |            |                   | 収入が<br>104,000円<br>以下の者 | 収入が104,000円<br>を超え123,000円<br>以下の者 | 収入が123,000円<br>を超え139,000円<br>以下の者 | 収入が139,000円<br>を超え158,000円<br>以下の者 | 収入が158,000円<br>を超え186,000円<br>以下の者 | 収入が186,000円<br>を超え214,000円<br>以下の者 |                          |     |
| 県営太田町アパ<br>ート2号  | 米沢市太田町五<br>丁目1-10   | 2DK  | 60.3                          | 1          | 特定目的用<br>(高齢・身障用) | 19,000                  | 21,900                             | 25,100                             | 28,300                             | 32,300                             | 37,300                             | 3月分<br>の家賃<br>に相当<br>する額 | 単身可 |
| 同 中田第1ア<br>パート4号 | 同 中 田 町<br>658-3    | 同    | 62.1                          | 1          | 同                 | 21,000                  | 24,200                             | 27,700                             | 31,200                             | 35,700                             | 41,200                             | 同                        | 同   |
| 同 春日アパー<br>ート1号  | 同 春 日 五 丁<br>目 2-43 | 3DK  | 63.9                          | 1          | 一般用               | 17,300                  | 20,000                             | 22,900                             | 25,800                             | 29,500                             | 34,100                             |                          |     |
| 同 玉の木アパ<br>ート    | 同 通 町 八 丁<br>目 2-95 | 同    | 55.7                          | 1          | 同                 | 14,000                  | 16,100                             | 18,400                             | 20,800                             | 23,800                             | 27,500                             |                          |     |
| 同 中田第1ア<br>パート2号 | 同 中 田 町<br>658-3    | 同    | 68.8                          | 1          | 同                 | 22,400                  | 25,800                             | 29,500                             | 33,300                             | 38,100                             | 43,900                             |                          |     |
| 同 相生アパー<br>ート2号  | 同 相 生 町 7<br>- 65   | 同    | 72.9                          | 1          | 同                 | 23,300                  | 26,900                             | 30,800                             | 34,800                             | 39,700                             | 45,800                             |                          |     |
| 同 関口アパー<br>ート1号  | 南陽市宮内352<br>- 3     | 同    | 68.0                          | 1          | 同                 | 23,300                  | 26,900                             | 30,800                             | 34,800                             | 39,700                             | 45,800                             |                          |     |
| 同 桜木アパー<br>ート1号  | 同 三 間 通<br>1229-2   | 同    | 59.3                          | 1          | 同                 | 16,200                  | 18,700                             | 21,300                             | 24,100                             | 27,500                             | 31,800                             |                          |     |

(注)「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが昭和31年4月1日以前に生まれた者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用（高齢・身障者用）」とあるのは、高齢者世帯及び身体障がい者世帯から選考する。募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他、国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯、過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

(1) 申込期間 平成25年12月2日から同月6日まで（受付時間：午前10時から午後5時）（ただし、郵送の場合は、平成25年12月6日までの消印のあるものに限り有効とする。）

(2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

米沢市金池七丁目1番50号

県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産 置賜事務所

## 5 入居の時期 平成26年2月上旬